浜田市地域おこし協力隊募集要項（若者等移住支援事業）

1　募集の目的

島根県浜田市は、令和2年（住民基本台帳）の人口が52,099人で、5年前の平成27年（56,439人）と比べると、約5,000人減少しています。特に、若年者の減少率は14.6％と顕著で、都市部への転出超過による地域の担い手不足と、それに伴う地域活動の維持が課題となっています。

このような中、当市では、「若者が暮らしたいまちづくり」を目指し、いろいろな施策に取り組んでいます。

令和5年度から、地域外から産業や文化、スポーツ分野などで活躍する若者等を地域おこし協力隊として当市に迎え、それぞれが持つ強みを活かしながら、地域が元気になるような活動を推進していく「地域おこし協力隊による若者移住事業」に取り組んでいます。

そこで、この取組により、当市に地域おこし協力隊として活動する若者等（以下、「地域おこし協力隊等」という。）の定着に向けて、彼らが行う活動の情報発信や交流、連携支援等を行い、彼らの力が地域の活力に繋がる場づくりの支援を行っていただける人を地域おこし協力隊員として募集します。

2　業務内容

（1）地域おこし協力隊等の生活状況の把握や相談対応

　　　地域おこし協力隊等の業務がスムーズに実施できるよう、関係部署と連携、情報共有を行い、

スケジュール管理や業務の把握に努めます。

また、当市での生活全般における相談などに対応し、安心して生活することができるように努めることで、彼らの定着を図ります。

（2）地域おこし協力隊等の活動の情報発信

　　　地域おこし協力隊等の業務を把握し、随時、浜田市移住定住情報サイト「はまだぐらし」等

にて活動の経過を広く情報発信することで、地域の活性化や当市の魅力向上を図ります。

（3）地域おこし協力隊等同士やUIターン者等との交流や連携の支援

　　　地域おこし協力隊等同士や、UIターン者等との交流会を開催し、仲間づくりを促進すること

で、彼らの定着に繋げます。

また、これらのネットワークにより、それぞれの活動の連携や質を高め、地域の活性化を図

ることを目指します。

3　募集人員

　　　1名

4　募集対象

（1）三大都市圏や政令指定都市又は地方都市（条件不利地域を除く）にお住いの方で、採用後に

島根県浜田市に住民票を異動し移住することが可能な方。

（2）心身ともに健康で誠実に熱意をもって職務を行うことができる方。

（3）任期終了後、浜田市内での定住に意欲があり、引き続き業務にあたることができる方。

（4）パソコン操作が可能な方（ワード、エクセル等による書類作成、ホームページ等の記事の作成、パンフレット・チラシ作成など）。

（5）普通自動車運転免許を取得されている方。

（6）上記の（1）から（5）に関わらず、地方公務員法第16条に欠格条項に該当する場合は応募することができません。

5　勤務地

　　　浜田市殿町地内　※勤務地外での活動もあります。

6　雇用形態

（1）浜田市地域おこし協力隊として浜田市長が委嘱し、浜田市会計年度職員として活動します。

（2）委嘱期間は委嘱日の属する年度の3月31日までとし、1年を超えない範囲で委嘱期間を延長することができます。ただし、委嘱期間は3年を限度とします。

7　勤務時間等

勤務日については、月17日、又は月131時間45分に相当する日とし、勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分まで（うち休憩時間は1時間）とします。

　休日については、毎週日曜日及び土曜日（週休日）、祝日、年末年始としますが、休日に勤務して

いただく場合もあります（その場合は、平日に振り替えます）。

8　給与・賃金等

（1）報酬　　月額137,785円～166,770円（社会保険料控除あり）

（2）期末手当、勤勉手当及び通勤手当に相当する費用弁償があります。

（3）社会保険、厚生年金、雇用保険に加入します。

（4）1か月につき、上限5万円の家賃補助があります。

（5）敷金の1/2以内を補助（上限10万円）します。※1回限り

（6）副業は、原則できません（営利企業への従事等の制限の届出を提出した場合を除く。）。

9　応募方法

（1）提出書類

　　・「浜田市地域おこし協力隊（若者移住支援事業）応募用紙」

　　・履歴書（JIS規格形式A4サイズ・写真添付）

　　・住民票抄本

・普通自動車運転免許証の写し

（2）提出先

　　〒697-8501　島根県浜田市殿町1番地

　　浜田市役所　定住関係人口推進課　担当：藤下・板倉

（3）提出書類受付期間

　　令和6年7月31日（水）まで（必着）

　　※申込みがあり次第順次審査を行い、決定した場合は募集を締め切ることがあります。

10　選考審査

　（1）提出書類を締め切り日必着で郵送してください。

　　　※提出された書類は、返却できませんのでご了承ください。

　（2）選考審査（書類審査及び面接）

　　　・書類提出後、選考審査の日時等については、電話でお知らせします。

　（3）最終結果

　　　・結果については、電話及び書面でお知らせします。

11　お問合せ

　　浜田市地域政策部定住関係人口推進課（担当：藤下・板倉）

　　所在地：〒697-8501　島根県浜田市殿町1番地

　　TEL：0855-25-9511

Email：[teiju@city.hamada.lg.jp](mailto:teiju@city.hamada.lg.jp)